

「公害防止管理者（水質関係）」の受験資格として「技術士（生物工学部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」では、公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的として、特定工場においては、公害防止管理者を選任しなければならないと定められている。

公害防止管理者には、「大気関係」、「水質関係」、「騒音・振動関係」、「粉じん関係」、「ダイオキシン類関係」の区分があり、大気と水質は工場規模等により第1類～第4類の区分がある。公害防止管理者は、区分ごとの有資格者の中から選任しなければならない。また、選任されるための資格は、国家試験合格または資格認定講習修了のいずれかである。

水質汚濁防止法上の特定事業場は264,924件（2016.3.31現在。環境省「平成27年度水質汚濁防止法等の施行状況」より）である。このうち、特定工場として公害防止管理者を選任して届け出ているのは、33,947事業場（環境省「平成27年度水質汚濁物質排出量総合調査 調査結果報告書」より）である。これに対し、公害防止管理者（水質関係）の有資格者は、累計で約30万人（国家試験合格者174,415名（S46～H28）＋講習修了者94,523名（S46～H18））であるが、試験・講習実施機関である（一社）産業環境管理協会が経済産業省に提出した「公害防止管理者制度の実情」によると2009年時点ですでに60歳超が5割ほどであり、元々有資格者が多い団塊世代のリタイアにより、現在では被選任可能な有資格者は急激に減少していると推定される。

2) 要望事項

「公害防止管理者等資格認定講習」の受講資格のうち水質関係第1種・第2種・第3種・第4種の技術資格として、現在は技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）（農業部門）（応用理学部門）（環境部門）が指定されているが、これに技術士（生物工学部門）を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

公害防止管理者国家試験（水質関係第1種）と技術士試験（生物工学部門）では、双方に共通する事項が多く、技術士（生物工学部門）保有者は、公害防止管理者（水質関係第1種）と共通した基礎知識を有していると言える。したがって、技術士（生物工学部門）の高度な技術経験知識を活用した高度な公害防止技術の社会実装が期待できる。

また、技術士（生物工学部門）を受講資格として加えることで、団塊世代大量リタイア等により生じている有資格者不足を補うことができる。

3. 試験実施期間 : 一般社団法人 産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター

TEL : 03-5209-7713 FAX : 03-5209-7718 Email : shikenbu@jemai.or.jp